

毎週火・金曜日発行

鳥根縣報

第一、四二〇号

(金曜日)

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正

()
 "
 "
)
 →
 →
 →

見則

身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する （総務課）二二

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則

告示

字の区域の変更（二件）

生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届

生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届

土地改良区の役員の就任及び退任

換地處分

地域森林計画の樹立

地域森林計画の変更

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改

公布された条例等のあらまし

◇身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第一〇四号）

身体障害者補助犬法の施行に伴い、用語の整理を行うこととした

加得斯

公布の日から施行することとした。

◇島根県公文書管理規則の一部を改正する規則（規則第一〇五号）

一 規則の概要

主務課の長及び地方機関の長は、保存するファイル又は公文書が、電子計算機を使用して処理された電磁的記録である場合には、当該電磁的記録の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

則

身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第百四号

身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(島根県立しまね海洋館条例施行規則の一部改正)

第一条 島根県立しまね海洋館条例施行規則(平成十一年島根県規則第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。
(島根県立県民会館条例施行規則の一部改正)

第二条 島根県立県民会館条例施行規則(昭和四十三年島根県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。
(島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部改正)

第三条 島根県立宍道湖自然館条例施行規則(平成十三年島根県規則第二号)の一部を次のように改める。

第九条第一号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

第九条第一号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

(島根県立産業交流会館条例施行規則の一部改正)

第四条 島根県立産業交流会館条例施行規則(平成五年島根県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県規則第百五号

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則

島根県公文書管理規則(平成十三年島根県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

2 前項におけるファイル又は公文書が、電子計算機を使用して処理された電磁的記録で

ある場合には、当該電磁的記録の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

島根県告示第九百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、都万村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による下田

地区農村振興総合整備事業の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。
平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

平成十四年十一月十五日

一 隠岐郡都万村大字都万字新井に編入する区域			
都 万	大 字	松 崎	地 番
新 井	字 地 番	二三〇九の一の一部、二三一四、二三一五の一の一部、二三二一の一部、二三二二の一部、二三二七の三まで、二三二八から二三二〇まで、二三二九の一の一部、二三三一の一部、二三三二の一部、二三三三の一部、二三三四の一、二三三五の一、二三三五の三、二三三六の一、二三三七	（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部			
（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）			

三 隐岐郡都万村大字都万字大堀に編入する区域			
都 万	大 字	松 崎	地 番
黒 田	字 地 番	二三一二の二の一部、二三一三の一部、二三二一の一部、二三二三の一の一部	（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部			
（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）			

四 隐岐郡都万村大字都万字新海に編入する区域			
都 万	大 字	松 崎	地 番
山 根	字 地 番	二五八九の七の一部、二五八九の八の一部、二五八九の九の一部、二五八九の一〇の一部、二五八九の一四の一部	（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部			
（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）			

1

(右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。)

都 万	大 字
ニ マ	字
二五八九の六、二五八九の七の一部	地
二七〇八の一の一部、二七〇八の二の一部、二七〇九、二七〇九の一、二七〇九の二、二七〇九の一から二七〇九の七〇九の一	番

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部

西の前	二七四二の一、二七四三の一の一部、二七四七の一の一部 二七四八の一の一部 二七〇八の三の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である村有地の全部	

(右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。)

六 隠岐郡都万村大字都万字七多に編入する区域

都 万	大 字	地 番
森 ノ 前	都 万 松 本	字 番
		松 本
		西 ノ 前
		二七二四、二七二五
		三一九四の一、三一九四の三、三一九五の二、三一九六の二の一部、三一九七の一から三一九七の三まで、三一九八の一から三一九八の三まで、三一九九の一から三一九九の五まで、三一〇〇の一から三一〇〇の四まで、三一〇一の一から三一〇一の四まで、三一〇一の一、三一〇一の二、三一〇三の一、三一〇三の三、三一〇四の一、三一〇四の二、三一〇五の一、三一〇五の一、三一〇六の一、三一〇六の一、三一〇七、三一〇八、三一〇九の一、三一〇九の二、三一一〇の一、三一一〇の一、三二一、三一二の一部、三一二二の一の一部、三一二二の一の一部、三一二三の一部、三二三の一部、三一二三の二、三一二三の三の一部
	コ メ 山	五五九四の一、五五九四の二
	及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、村有地の全部	(右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。)
	七 隱岐郡都万村大字都万字森里に編入する区域	
		(右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。)

森の前	三一二九の一
泉ノ前	三一三〇の一、三一一〇の一、三一三〇の四、三一一〇の五、三一一六の五、三一一七の一、三一一七の一、三一一八の一から三一一八の四まで、三一一九の一、三一一九の三
森ノ下	三一三〇の二、三一一三一から三一一三三まで、三一一三四の一、三一一五の一、三一一五の二、三一一三七、三一一三八の一から三一一三八の三まで、三一一三九の一、三一一三九の一、三一一四〇の一から三一一四〇の四まで、三一一四一の一、三一一四一の三から三一一四一の六まで、三一一四二の一、三一一四二の三から三一一四二の六まで、三一一四三の一、三一一四三の三から三一一四三の五まで、三一一四四の一から三一一四四の三まで、三一一四五の一から三一一四五の三まで、三一一四六の一から三一一四六の三まで、三一一四七の一から三一一四七の六まで、三一一四八の一から三一一四八の三まで、三一一四九の一、三一一四九の二、三一一五〇の一から三一一五〇の三まで、三一一五一の一から三一一五一の三まで、三一一五二の一から三一一五二の三まで、三一一五四の一、三一一五四の二、三一一五四の三まで、三一一五五の一、三一一五五の二、三一一五六の一、三一一五六的二、三一一五七の一から三一一五七の三まで
泉の前	三一一三〇の三

海 士	宇受賀	大字	字
		地	番
五一〇一の二、五二〇一の三の一部、五一四五の三の一部、五一四六の一の一部、五一七六	五九五の二、五九五の三、五九九の三から五九九の七まで、六〇四の二、六〇四の三		
及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部			

隱岐郡海士町大字豊田に編入する区域

島根県告示第九百五十六号

（右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。）

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、村有地の全部

四、三三八〇の一、三三八〇の三、三三八一の一、三三八一の三、三三八二の一、三三八二の三、三三八三の一、三三八三の三、三三八二の一、三三八三の四、三三八四の一、三三八四の三、三三八四の四、三三八五の一、三三八五の二、三三八五の三、三三八六の一、三三八六の三、三三八六の四、三三八七の一、三三八七の二、三三八八の一から三三八八の三まで、三三八九の一、三三八九の二、三三八九の四、三三九〇の一

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり字の区域の変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による島前地区中山間地域総合整備事業の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第九百五十七号

（ただし、右地番は平成十四年八月二十二日現在のものである。）

島根県告示第九百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第九百五十八号

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤医院	簸川郡佐田町大字宮内七二六の三	平成十四年四月一日
有限会社つくし薬局	出雲市里方町八六四番地二一	平成十四年十月四日

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 医 療 機 関 の 名 称	変 更 前	変 更 後	所 在 地	変 更 年 月 日
山口整形外科医院	山口整形平田診療所	平田市平田町三三五	平成十四年十一月十 二日	

島根県告示第九百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	休 止 予 定 期 間
富沢医院	松江市八幡町二六六一五	平成十四年八月一日から 平成十四年十月三十一日 まで
富沢医院出張診療所	松江市馬潟町三六六一三	平成十四年七月一日から 平成十四年十月三十一日 まで

島根県告示第九百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	実 施 す る 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
------------------------------------	------------	-------------	-------------------------------------	-------	-----------

社会福祉法人 いわみ福祉会	那賀郡金城町大字七条ハ五五 九番地二	短期入所生活介護	岡見ショートステイ	那賀郡三隅町大字岡見七〇〇 番地	平成十四年十月一日
特定非営利活動法人あじさい	益田市幸町二番三九号	居宅介護支援事業	指定居宅介護支援事業所あじさい	益田市幸町二番三七号	平成十四年十月二十 二日
特定非営利活動法人あじさい	益田市幸町二番三九号	通所介護	通所介護あじさい	益田市幸町二番三七号	平成十四年十月二十 二日
特定非営利活動法人あじさい	益田市幸町二番三九号	痴呆対応型共同生 活介護	グループホームあじさい	益田市幸町二番三七号	平成十四年十月二十 二日

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名 称		主たる事務所の所在地	休止する事業 名 称	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名 称	所 在 地	休止予定期間
富沢キヨ		松江市八幡町二六六一五	居宅療養管理指導	富沢医院	松江市八幡町二六六一五	平成十四年七月一日から平成十四年十月三十一日まで
富沢キヨ		松江市馬潟町三六六一三	富沢医院出張診療所	富沢医院	松江市馬潟町三六六一五	平成十四年八月一日から平成十四年十月三十一日まで
島根県告示第九百六十二号		島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。		島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号
平成十四年十一月十五日		島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号	島根県告示第九百六十二号
柿丸 裕之	古川 誠治	梶谷 健一	医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	従事する医療機関
整形外科	整形外科	整形外科	名 称	所 在 地	指定年月日	指定年月日
島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院
出雲市塩冶町八九一一	出雲市塩冶町八九一一	出雲市塩冶町八九一一	出雲市塩冶町八九一一	出雲市塩冶町八九一一	出雲市塩冶町八九一一	出雲市塩冶町八九一一
平成十四年十月三十日	平成十四年十月三十日	平成十四年十月三十日	平成十四年十月三十日	平成十四年十月三十日	平成十四年十月三十日	平成十四年十月三十日

島根県告示第九百六十三号						
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。						
益田市土地改良区						
島根県知事 澄田信義						
杉谷美代子	佐々木哲也	酒井 康生	整形外科	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院
内科	外科	外科	整形外科	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院	島根医科大学附属病院
院 平成記念病	院 道会小林医	院 松江市雜賀町二六四一三	院 飯石郡三刀屋町大字三刀	院 松江市雜賀町二六四一三	院 飯石郡三刀屋町大字三刀	院 松江市雜賀町二六四一三
屋一二九四一一						
"	"	"	"	"	"	"

一 就任した役員の氏名及び住所 理事	三浦 满 益田市有田町九三八番地二
二 就任年月日 平成十四年十月二十四日	三 退任した役員の氏名及び住所 理事
林 正 益田市高津二丁目二五番二〇号	能義郡伯太町土地改良区
一 就任した役員の氏名及び住所 理事	池田 浩昭 能義郡伯太町大字井尻一〇三〇番地八
須山奈良喜 能義郡伯太町大字東母里八一二番地	須山奈良喜 能義郡伯太町大字井尻一〇三〇番地八
瀬尾 宏美 能義郡伯太町大字安田宮内一六五番地	瀬尾 宏美 能義郡伯太町大字安田宮内一六五番地
宮本 利男 能義郡伯太町大字安田六五番地	宮本 利男 能義郡伯太町大字安田五二九番地
岩田 義則 能義郡伯太町大字井尻九四一番地	森脇 敦郎 能義郡伯太町大字母里六五番地
西郡 愈 能義郡伯太町大字須山福富一二一一番地	遠藤 芳美 能義郡伯太町大字岐之内四一六番地
永江 博美 能義郡伯太町大字上小竹五六二番地	西郡 愈 能義郡伯太町大字須山福富一二一一番地
浜田 武 能義郡伯太町大字赤屋一番地	吉木 信明 能義郡伯太町大字上小竹五六二番地二
山本 博 能義郡伯太町大字安田中五〇九番地	永江 博美 能義郡伯太町大字安田関四九番地二
渡邊 修 能義郡伯太町大字上十年畑六一五番地	板倉 昭 能義郡伯太町大字草野七六番地
小山 匠輔 能義郡伯太町大字母里一六番地	浜田 武 能義郡伯太町大字赤屋一番地
後藤真作樹 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地一	監事
石原 憲次 能義郡伯太町大字下小竹四二七番地二	石原 憲次 能義郡伯太町大字下小竹四二七番地二
梅瀬 律郎 能義郡伯太町大字東母里一七三三番地	梅瀬 律郎 能義郡伯太町大字東母里一七三三番地
三島 晴生 能義郡伯太町大字日次一五五番地	三島 晴生 能義郡伯太町大字日次一五五番地
高橋 重雄 能義郡伯太町大字安田中四九八番地	高橋 重雄 能義郡伯太町大字安田中四九八番地

島根県告示第九百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、安来市土地改良区理事長から須崎地区における換地処分を平成十四年十一月六日付で行つた旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
三刀屋町 連事業) 矢通地区農道事業（地すべり関連事業）	蛇の原野地地区農道事業（地すべり関連事業）	平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十四年十一月十五日

島根県告示第九百六十八号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川森林計画区（松江市、出雲市、大田市、安来市、平田市、八束郡、安能郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡及び邇摩郡一円）	島根県農林水産部林業管理課及び松江、木次、出来雲、川本各農林振興センター	自 平成十四年十一月十六日至 平成十四年十二月十六日

島根県告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流森林計画区（邑智郡、浜田市、江津市及び那賀郡一円）	島根県農林水産部林業管理課及び川本、浜田各農林振興センター	自 平成十四年十一月十六日至 平成十四年十二月十六日
高津川森林計画区（益田市、美濃郡及び鹿足郡一円）	島根県農林水産部林業管理課及び益田農林振興センター	自 平成十四年十一月十六日至 平成十四年十二月十六日

平成十四年十一月十五日

別表第二中

島根県知事 澄田信義

を

改める。
附則

この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。

二

十四年十一月一日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第九百六十九号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

年一・五パーセント以内
年一・八五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内

を

年一・三パーセント以内
年一・四パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・三パーセント以内

に改める。

島根県告示第九百七十一号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第一百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

附則
この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。
第五条中「一・五パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

1 この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。

- この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十一月一日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百七十号

島根県漁業經營維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「一・五パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附則

1 この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。

- この告示による改正後の島根県漁業經營維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十一月一日以後に貸し付けられた島根県漁業經營維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があるので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称、代表者の氏名）及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 足田耕造 大阪府堺市鳳東町六丁六三七番地一

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 一五、二〇二平方メートル

(変更後) 九、六六一平方メートル

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一、〇二一台

(変更後) 六六二台

(三) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三七四台

(変更後) 三三六台

(四) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 一、〇九二平方メートル

(変更後) 五六二二平方メートル

(五) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 八四立方メートル

(変更後) 七二立方メートル

平成十四年三月二十日
平成十四年十一月八日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 東出雲町まちづくり推進課（八束郡東出雲町大字揖屋町一一四二）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

島根県告示第九百七十三号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

道		路		間		の		区		域		道路の種類
												路線名
遙堪今市線		玉湯吾妻山線		出雲仁多線		掛合大東線		米子伯太線		安来市吉佐町字金井谷一 字一一九七番三地先から同 字一一九七番三地先まで		区道間
出雲市常松町二二二三番四地先から同町二二四番 一地先まで		大原郡大東町大字大東九四二番二地先から同大 字九三六番四地先まで		飯石郡三刀屋町大字多久和一三七三番一地先か ら同町大字上熊谷五七九番三地先まで		飯石郡三刀屋町大字根波別所六九九番三地先か ら同大字六五九番一地先まで		六・四〇メートル		六・四〇メートル		変更前
後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	敷地の幅員
八・ 四〇 一七 〇	六・ 〇〇 八・ 〇〇	六・ 〇〇 八・ 〇〇	一四・ 五〇 二五・ 〇〇	三・ 〇〇 二一・ 〇〇	一四・ 〇〇 三一・ 〇〇	四・ 〇〇 八・ 〇〇	一〇・ 〇〇 四四・ 〇〇	七・ 〇〇 二〇・ 〇〇	一三・ 〇〇 三九・ 五〇	六・ 〇〇 七・ 七〇	六八・ 〇〇 六八・ 〇〇	延長
九三・ 〇〇	九三・ 〇〇	九三・ 〇〇	九五・ 〇〇	九五・ 〇〇	三四〇・ 〇〇	三四〇・ 〇〇	三二七・ 〇〇	三二七・ 〇〇	六八・ 〇〇	六八・ 〇〇	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	
上記のA、B及びC は関係図面に表示す る敷地の区分をい う。		上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。		本次土木建築事務所		広瀬土木事務所		道路改良工事		備考		の
トリプルウェイ	”	”	”	”	”	”	”	”	ダブルウェイ	”	”	”

仁摩瑞穂線												斐川出雲大社線	
出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで												出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで	
出雲市常松町八七番一地先から同町八七番三地先まで												出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで	
出雲市江田町一九七番八地先から同町一〇八番一地先まで												出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで	
邑智郡川本町大字多田一一番二地先から同大字一〇八番地先まで												出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで	
邑智郡川本町大字多田一〇六番三地先から同大字一〇五番一三地先まで												出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで	
邑智郡川本町大字多田一〇五番一三地先から同大字一〇五番一三地先まで												出雲市常松町二三四番地先から同町二三四番一地先まで	
後	前	後	前	後 B		前 A		後	前	後	前	後	前
七 一六 ○ ○	七 一五 ○ ○	六 一五 ○ ○	六 八 ● ○	七 ○ ○	九 一三 ○ ○	九 一九 ○ ○	一四 一九 ○ ○	三 ○ ○	一九 二三 ○ ○	一五 一八 ○ ○	一〇 三〇 ○ ○	一五 二四 ○ ○	四 一四 ● ○ ○
一四五 ○ ○	一四五 ○ ○	一〇〇 ● ○	一〇〇 ● ○	六五 ○ ○	六三 ○ ○	六三 ○ ○	八八 八八 ● ○	八八 八八 ● ○	二二六 三六 ○ ○	二二六 三六 ○ ○	二二六 三六 ○ ○	七三 七三 ○ ○	四八 四八 ● ○ ○
川本土木建築事務所												出雲土木建築事務所	
" "	拡幅	"	仮設道設置	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		"	" "	" "	" "	拡幅	"	仮設道設置	

那賀郡弥栄村大字大坪一三三番二地先まで 字一三三番二地先から同大	那賀郡弥栄村大字木都賀イ三一九番一地先から 同村大字大坪一四六番五地先まで	那賀郡弥栄村大字大坪一三三番二地先から同大 字一二五番地先まで	那賀郡弥栄村大字大坪一三三番二地先から同大 字一二三番二地先まで	那賀郡弥栄村大字木都賀イ三一九番一地先から 同村大字大坪一四六番五地先まで	" " " " "	前 B A	後 B	前 B A	後 B	前 B A	前 B A	上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	ダブルウェイ解消 村道移管	ダブルウェイ解消 村道移管
一四 一三 〇〇 一〇 一三 〇〇	一六 五一 〇〇 一〇 二三 〇〇	一〇 五一 〇〇 一〇 五一 〇〇	一四 四六 〇〇 一四 四六 〇〇	一四 三四 〇〇 一四 三四 〇〇	一六 一三 〇〇 一四 一三 〇〇	一〇一 一二四 ・〇〇	一、 一、 五一八 〇〇	二、 二、 〇九四 ・〇〇	八二 八二 ・〇〇	九一 九一 ・〇〇	一〇一 一二四 ・〇〇	浜田土木建築事務所	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "
上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	ダブルウェイ解消 村道移管	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "	" " " " "

"

"

下府江津線

弥栄旭インター

江津市敬川町一一番一地先から同町一二六七番五 地先まで	江津市敬川町一九七一番一地先から同町一九六 八番七地先まで	那賀郡金城町大字イ九七四番一地先から同大字 イ五一〇番一地先まで	那賀郡金城町大字小国イ八六〇番一〇地先から 同大字イ五一〇番一地先まで								那賀郡金城町大字小国イ五五一一番二地先から同 大字イ九七四番一地先まで	那賀郡金城町大字小国イ五五一一番二地先から同 大字イ八六〇番一〇地先まで	那賀郡金城町大字小国イ五五一一番二地先から同 大字イ九七一一番二地先から同	那賀郡金城町大字小国イ五五一一番二地先から同 大字イ五五一一番二地先まで		
			那賀郡金城町大字小国イ八六〇番一〇地先から 同大字イ五一〇番一地先まで													
前 A	後 A	前 C	後 B	前 A	前 B	後 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	
五 ・ 五 〇 ・ 六 六 〇	五 ・ 〇 〇 ・ 二 五 ・ 〇 〇	四 ・ 〇 〇 ・ 一 五 ・ 〇 〇	一 〇 ・ 〇 〇 ・ 九 ・ 〇 〇 ・ 二 ・ 〇 〇	九 ・ 〇 〇 ・ 一 五 ・ 〇 〇	九 ・ 〇 〇 ・ 一 二 ・ 〇 〇	九 ・ 〇 〇 ・ 一 五 ・ 〇 〇	九 ・ 〇 〇 ・ 六 九 ・ 〇 〇	八 ・ 〇 〇 ・ 六 九 ・ 〇 〇	三 ・ 五 〇 ・ 一 〇 ・ 三 〇	三 ・ 五 〇 ・ 一 〇 ・ 三 〇	四 ・ 〇 〇 ・ 四 〇 ・ 〇	四 ・ 〇 〇 ・ 四 〇 ・ 〇	一 三 ・ 〇 〇 ・ 四 〇 ・ 〇	四 ・ 〇 〇 ・ 一 六 ・ 〇 〇	一 三 ・ 〇 〇 ・ 一 六 ・ 〇 〇	一 四 ・ 〇 〇 ・ 一 三 ・ 〇 〇
六 六 一 ・ 五 〇	五 四 九 ・ 〇 〇	五 四 九 ・ 〇 〇	六 〇 ・ 〇	一 一 七 ・ 〇 〇	七 五 ・ 〇 〇	一 一 七 ・ 〇 〇	七 五 ・ 〇 〇	二 一 八 ・ 〇 〇	四 一 八 ・ 〇 〇	四 一 八 ・ 〇 〇	一 一 八 ・ 〇 〇	一 一 七 ・ 〇 〇	一 一 〇 ・ 〇	一 一 七 ・ 〇 〇	一 〇 一 ・ 〇 〇	

上記のA及びBは関	"	拡幅	"	トリプルウェイ	"	上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	ダブルウェイ	"	ダブルウェイ解消	村道移管
-----------	---	----	---	---------	---	------------------------------	---	--------	---	----------	------

"										"	
益田澄川線										大田井田江津線	
益田市大谷町一四番九地先から同町二三〇番七										江津市敬川町二番一地先から同町一一八六番五 地先まで	
前	後 B	前 A	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	B
六・四〇 一四・一〇	一一・ 八四・ 〇〇	四・ 一二・ 〇〇	四・ 一二・ 〇〇	一九・ 三五・ 〇〇	四・ 七・ 〇〇	一〇・ 六六・ 〇〇	四・ 一五・ 〇〇	四・ 一五・ 〇〇	五・ 六・ 〇〇	五・ 六・ 〇〇	一七・ 三三一・ 〇〇
三九・ 〇〇	四〇六・ 〇〇	八六〇・ 〇〇	八六〇・ 〇〇	六三・ 〇〇	七〇・ 〇〇	二二五・ 〇〇	二六〇・ 〇〇	二六〇・ 〇〇	一二四・ 〇〇	一二九・ 〇〇	三八七・ 〇〇
益田土木建築事務所											
"	ダブルウエイ	ダブルウエイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	拡幅	"	ダブルウェイ	"	仮設道設置	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウエイ解消 市道移管

		"	"	"	"	"				
		浜田美都線	玉湯吾妻山線	杉戸仁多線	出雲仁多線					
		浜田市鍋石町四九二番五地先から同町三三一番 地先まで	仁多郡仁多町大字三成八六八番七地先から同大 字八四二番四地先まで	仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで	仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで	仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで	仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで	仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで	仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで	地先まで
前 A	後 B	前 B A	後 B	前 B A	後 B	前 B A	後 B	前 B A	前 B A	後
四 ・ ○ ○ 一 七 ・ ○	一 ○ ・ 五 ○ 七 一 ・ ○	一 ○ ・ 五 ○ 七 一 ・ ○	三 ・ 五 ○ 三 ○ ・ ○	二 ・ ○ ○ 二 八 ・ ○	二 ・ ○ ○ 二 八 ・ ○	六 ・ ○ ○ 一 二 ・ ○	一 三 ・ ○ ○ 四 ○ ・ ○	五 ・ ○ ○ 一 五 ・ ○	一 三 ・ ○ ○ 四 ○ ・ ○	九 ・ 五 ○ 一 四 ・ 一 ○
七八八 ・ ○	一、 九 一 三 ・ ○	一、 九 一 三 ・ ○	一、 七 七 五 ・ ○	三 一 ○ ○	三 一 ○ ○	二 七 一 ・ ○	二 四 八 ・ ○	一 一 六 ・ ○	二 四 八 ・ ○	一 一 六 ・ ○
浜田土木建築事務所							仁多土木事務所			
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消	市道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消	町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消	町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消	ダブルウェイ解消	ダブルウェイ解消	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	拡幅

	"												
	玉湯吾妻山線	益田阿武線						黒沢安城浜田線		一の瀬折居線			
飯石郡三万屋町大字三万屋五八番地先から同町 大字下熊谷八五三番一地先まで	仁多郡仁多町大字高尾一七八七番七八地先から 同大字一八二二番一地先まで	益田市飯田町一三六〇番一地先から同町一三二 四番二地先まで						浜田市河内町三三二一番九地先から同市イ一二 三番一二地先まで		浜田市鍋石町六一八番五地先から同町四八一番 五地先まで			
前	後	前	後	前	後	B	A	前	後	前	後	B	
三・ 五七・ 〇〇	三・ 六〇・ 〇〇	四・ 一七・ 〇〇	一五・ 二一・ 〇〇	五・ 六・ 五〇	一九・ 四四・ 〇〇	五・ 七・ 五〇	七・ 二一〇	五・ 二三・ 〇〇	一八・ 七・ 〇〇	五・ 七・ 〇〇	七・ 六五・ 〇〇	九・ 七一・ 〇〇	九・ 七一・ 〇〇
四四六・ 〇〇	四一七・ 〇〇	四一七・ 〇〇	一一一・ 〇〇	一一一・ 〇〇	二八〇・ 〇〇	二七五・ 〇〇	二七五・ 〇〇	三〇〇・ 〇〇	三〇〇・ 〇〇	一七四・ 〇〇	一七四・ 〇〇	五七五・ 〇〇	五七五・ 〇〇
	仁多土木事務所	益田土木建築事務所											
"	" "	拡幅	"	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			"	" "	拡幅	"	係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	

県道	一般国道	道路の種類							
米子伯太線	百八十四号	路線名							
安来市吉佐町字金井谷一 字一一九七番三地先まで	飯石郡頓原町大字角井一 同大字一八九六番二四地先まで	供用開始の区間							
六〇・〇〇	三四〇・〇〇 メートル	延長							
"	十五日	供用開始年月日							
広瀬土木事務所	木次土木建築事務所	管轄する隠岐支 事務所の名称	島根県知事 澄田信義	上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。	"	"	"	"	減幅
		備考	ダブルウェイ 仮設道設置						

島根県告示第九百七十四号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八
条第二項の規定に基づき告示する。

益田澄川線

飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地先から
大原郡木次町大字下熊谷一五五九番四地先まで
飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地先から
大原郡木次町大字下熊谷一九七九番地先まで
飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地先から
同大字二〇二三番四地先まで
益田市有明町六四九番三地先から同町口二二三
三番五地先まで

後 B 前 A 後 前 後 前 後

三一・四〇	八・〇〇	八・〇〇	三一・五〇	三一・五〇	一四・五〇	一四・五〇	一二・五〇
一〇〇・〇〇	八〇・〇〇	八〇・〇〇	二六八・七〇	二六八・〇〇	八一・〇〇	八一・〇〇	五七・〇〇

益田土木建築事務所

木次土木建築事務所

訓令

島根県訓令第二十号

島根県公文書管理規程（平成十三年島根県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定による図書の写しの送付を受けたので、同条第一項の規定により次のとおり縦覧に供する。

島根県知事 澄田信義

第四十一条第一項中「公文書は、」の下に「島根県個人情報保護条例（平成十四年島

第四十一条第一項中「公文書は、」の下に「島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十六条の規定により訂正等をしなければならない場合を除き、」を加

える。

二 紹覽場所

松江圏都市計画地区計画 縦覧場所

地本
方機
關序

公告

附
則

第五十条中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項及び第二十九条第一項」に改め

第五十条中「第一二十七条第二項」を「第一二十七条第二項及び第一二十九条第一項」に改め
る。

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

- 一 開発区域
益田市昭和町イ四一三一一 外六筆
面積 四、六九七・七五平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
益田市乙吉町イ三二三番地七
新日本不動産 代表者 天野登

教育委員会規則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第二十二号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和三十三年島根県教育委員会規則第四号）の一部

を次のように改正する。

第三条第一項中「部及び定員」を「部、学科及び学級区分並びに定員」に改める。

別表第一島根県立情報科学高等学校の部中

〔情報処理科 八〇 八〇 八〇〕を

に改め、同表島根県立浜田商業高等学校の部中

〔八〇 八〇 八〇〕を

〔一六〇 一六〇 二〇〇〕を

〔四〇 四〇 四〇〕に改め、同表島根県立大田高等学校

〔四〇 四〇 四〇〕を

〔一六〇 一六〇 一六〇〕に改め、同表島根県立松江東高等学校の部中

〔三一〇 三一〇 三六〇〕を

〔二八〇 三三〇 三二〇〕に改め、同表島根県立松江高等学校の部中

〔三一〇 三六〇 三六〇〕を

〔三一〇 三一〇 三六〇〕に改め、同表島根県立横田高等学校の部中

〔三一〇 三六〇 三六〇〕を

〔三一〇 三一〇 三六〇〕に改め、同表島根県立松江北高等学校の部中

情 報 処 理 科	四〇	八〇	八〇
マルチメディア科	四〇		

に改め、同表島根県立松江北高等学校の部中

別表第四を次のように改める。

別表第四（第三条関係）

学校名															小学部及中学部	高等部	
校	島根県立松江緑が丘養護学校	島根県立松江清和養護学校	島根県立江津清心養護学校	島根県立松江島根県立隱岐養護学校	島根県立益田養護学校	島根県立浜田養護学校	島根県立石見養護学校	島根県立出雲養護学校	島根県立松江養護学校	島根県立松江養護学校	島根県立松江養護学校	島根県立松江養護学校	島根県立松江養護学校	島根県立松江養護学校			
中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	
普通科			普通科			普通科			普通科			普通科			普通科		
訪問学級	重複障害学級	单一障害学級	重複障害学級	訪問学級	重複障害学級	单一障害学級	重複障害学級	重複障害学級	单一障害学級	重複障害学級	单一障害学級	重複障害学級	单一障害学級	重複障害学級	单一障害学級	单一障害学級	
三	三	八	三	三	六	八	三	三	八	三	八	三	八	三	八	六	一六
	三	八	三		六	八	三	三	八	三	八	三	八	三	八	六	一六
	三	八	三		六	八	三	三	八	三	八	三	八	三	八	六	一六

附
則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十一月十五日

島根県教育委員会規則第二十三号

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程（昭和二十五年島根県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

県立松江工業高等学校 機械科、電気科、建築科 及び工業化学科	県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科
県立江津工業高等学校 機械科及び建築科	県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科
県立益田工業高等学校 電気科及び工業化学科	県立江津工業高等学校 機械科及び建築科
県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及び 情報技術科	県立益田工業高等学校 電気科

を

県立松江工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	県立江津工業高等学校 機械科及び建築科
県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科	県立益田工業高等学校 電気科
県立江津工業高等学校 総合電気科	県立益田工業高等学校 総合電気科

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成十五年度以降島根県立高等学校に入学しようとする者に適用する。

県立浜田商業高等学校商業科
県立津和野高等学校

を
「県立浜田商業高等学校商業科
に